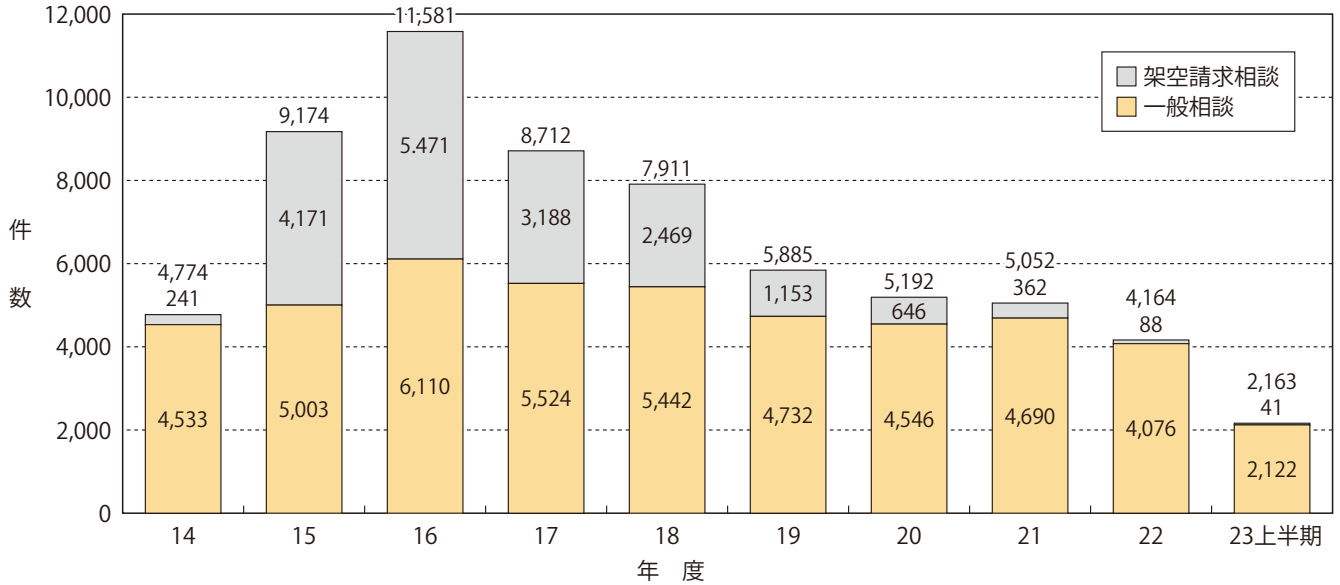




## 平成23年度(上半期)消費生活相談状況の概要

### 1 相談件数の前年度同期と比較

平成23年度上半期(4月～9月)に県の相談窓口寄せられた消費生活相談件数は、2,163件で、前年度同期と比較し、80件増加している。



### 2 相談の特徴

#### ①販売購入形態別では、「通信販売」、「電話勧誘販売」の構成比が増加

「訪問販売」、「電話勧誘販売」では特に60歳代以上の相談が増えています。

#### ②架空請求相談が大幅に減少

平成23年度上半期における相談件数は41件で、ピーク時の平成16年度同期の3,195件と比較し、3,154件の減少(98.7%減)、前年度同期の88件と比べ、47件の減少(46.6%減)となっている。

#### ③フリーローン・サラ金の相談減少

例年、相談の中で大きな割合を占めており、平成23年度上半期においても、商品・役務別では、デジタルコンテンツに次いでいる。平成22年6月の改正貸金業法の完全施行があり相談の増加が予想されましたが、平成23年度上半期における相談件数は164件で、前年度同期の214件と比べ50件の減少となっている。

#### 販売購入形態別件数(4月～9月)

販売購入形態	23年度上半期	22年度上半期
店舗購入	682 (31.5%)	774 (37.2%)
通信販売	562 (26.0%)	517 (24.8%)
訪問販売	208 (9.6%)	197 (9.5%)
電話勧誘販売	183 (8.5%)	126 (6.0%)
マルチ販売	30 (1.4%)	52 (2.5%)
その他・無店舗販売	20 (0.9%)	14 (0.7%)
ネガティブ・オプション	3 (0.1%)	4 (0.2%)
不明・無関係	475 (22.0%)	399 (19.2%)
合計	2,163 (100%)	2,083 (100%)

注：( )内は合計に占める割合を示しています。

注：数字の扱いにより、合計が100%にならない場合があります。

平成23年度上半期の消費生活相談内容の詳細は、県消費生活センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/ecc/toukei/upload/23soudanjyoukyo.pdf>

## 未公開株勧誘など投資商法に注意

気をつけてね!



未公開株の勧誘など、投資に係る悪質商法の被害が増えていることから、注意喚起を行っています。「うまい話」には、十分気をつけましょう。

不安に思われた場合は、消費生活センター又は市町の消費生活相談窓口にご相談ください。また、愛媛県警察本部振り込め詐欺対策室でも相談を受け付けています。警察総合電話（#9110 又は 089-931-9110）

こんなことを言われたあなたは…

狙われています!!

未公開株だけ、  
上場確定です。  
この元本は保証します。

昔だまされた分を、  
この株で取り戻しませんか?  
今度は必ずもうかります!



あなたが選ばれました!  
○社のパンフレットが  
届いてませんか?  
後で2倍で買取ります。

イラクティナール、アフガンボンド  
外国通貨を買ってください。  
必ずもうかります!

振り込む前に  
まず相談

## 消費生活かるた配信中

消費生活センターでは、消費生活トラブルについて、若い方から年配の方まで見て、読んで、楽しんで、知っていただくために「消費生活かるた」を作成しました。

「あ行～さ行篇」が完成し、ホームページで被害の内容や対処法などを併せてお知らせしています。今後「た行～は行篇」は12月に、「ま行～ん篇」は2月に完成予定です。

現在、募集しています消費生活川柳から読句として採用させていただくこともありますので、消費生活川柳についてもどしどしご応募ください。

(ホームページアドレス <http://www.pipi-karuta.jp/>)



## 第2回消費生活川柳優秀作決定

多数の御応募有難うございました。  
合計17句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

松山市  
ペンネーム S・K 作

得をする  
はずの投資で  
損をする

西予市  
兵頭 俊子 作

優しさに、  
だまされました  
買いました

## 消費生活川柳(第3回)の募集!(締切12月15日)

県消費生活センターでは、消費者トラブルに対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。(応募方法)

「住所」「氏名」「作品」を記載し、はがき・FAX・メールにてご応募ください。

募集期間：平成23年11月15日～12月15日まで(当日必着)

優秀作：2名(図書カード1,000円進呈)

応募先：愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

FAX：089-946-5539

Eメール：seikatu-center@pref.ehime.jp

なお、優秀作は、次回誌面にて御紹介します。(ペンネームでの掲載を希望される場合は、ペンネームも付記してください。)

作品については、一切の権利を愛媛県が有することとします。

(返品不可)

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
089-912-2337

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

089-925-3700(相談専用) 089-946-5539 (FAX)